

一般社団法人島根県サッカー協会 基本規程

第1章 総則

〔目的〕

第1条 この規程は、一般社団法人島根県サッカー協会（以下「本協会」という。）の組織及び運営に関する基本原則を定める。

〔日本サッカー協会への加盟〕

第2条 本協会は、島根県サッカー界を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）に加盟する。

2 本規程においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

〔加盟団体及び選手等〕

第3条 次の団体及び個人は、JFA及び本協会の定める諸規程並びに本協会の指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(1) 本協会に加盟するチーム。

(2) 前号のチームに所属する選手、監督、コーチ及び審判。

2 前項を遂行するために各地域に支部を置く。

(1) 松江支部

(2) 出雲支部

(3) 浜田支部

(4) 益田支部

第2章 組織

第1節 役員等

〔役員の設定〕

第4条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事：18名以上25名以内（本協会の監事を兼ねることはできない。）

(2) 監事：2名以内（本協会の理事を兼ねることはできない。）

2 理事のうち1名を会長とする。また、1名を専務理事及び5名以内を副会長、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

5 理事のうちから予め定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。

〔各支部を代表する理事〕

第5条 前条の理事には、各支部の推薦による者が含まれていなければならない。

〔役員を選任〕

第6条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 前項に定める役員を選任並びに会長、専務理事の選定に関する手続きは、総会が別途定める役員を選任及び会長等の選定に関する規程に従うものとする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

〔理事の職務及び権限〕

第7条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規程で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの規程で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

〔監事の職務及び権限〕

第8条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

〔役員任期及び定年制〕

第9条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第4条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 役員は、改選する年度の4月1日の年齢が業務執行理事は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。
- 6 役員は、原則として同一の役職で合計4任期（8年）を超える期間につき在任できない。
- 7 上記期間を超えて在任する場合、他の法令及びこの規程で定めるところにより、その理由を説明する責任を負うものとする。

〔役員解任〕

第10条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

〔役員報酬等〕

第11条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

〔取引の制限〕

第12条 理事は、次に掲げる場合には、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
- (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

〔責任の免除又は限定〕

第13条 本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

〔名誉役員〕

第14条 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。

- 2 名誉役員は、名誉会長、顧問及び参与とする。
- 3 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、この法人の運営に関し会長に対して助言する。
- 5 名誉役員は、原則として同一の役職で合計4任期（8年）を超える期間につき在任できない。

第2節 理事会

〔構成〕

第15条 理事会は、第4条第1項の理事をもって構成する。

〔理事会の開催〕

第16条 理事会は、4か月を超える範囲で年度内2回以上開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

〔権限〕

第17条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 会長代行者の選定及び解職

〔理事会の招集及び議長〕

第18条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長代行が理事会を招集し、議長を務める。

〔決議〕

第19条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

〔理事の議決権〕

第20条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

- 2 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

〔議事録〕

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

〔緊急事案の処理〕

第22条 緊急の処理が求められる事案が発生した場合、会長及び業務執行理事の協議により議事を決することができる。ただし、この場合において決定された事項は、直後に開催される理事会に報告し、追認を得なければならない。

〔特任理事〕

第23条 この法人は運営を円滑にするため、理事会の承認を得て業務執行以外の特別な任務を有する特任理事を置くことができる。

- 2 特任理事は理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。
- 3 特任理事の任期については、理事と同様とする。

第3節 会員及び総会

〔法人の構成員〕

第24条 この法人は、次の会員で構成する。

- (1) 正会員：島根県内の団体（登録チーム）及び役員
- (2) 賛助会員：当法人の事業を援助する個人または団体

〔正会員の資格の取得〕

第25条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

〔経費の負担〕

第26条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

〔任意退社〕

第27条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

〔除名〕

第28条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正社員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款、本規程及びその他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

〔正会員資格の喪失〕

第29条 前2条の場合のほか、正社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員全員が同意したとき。
 - (2) 団体の正会員が解散したとき及び個人の正会員が死亡したとき。
- 2 前2条及び前項の場合において、資格を喪失した正会員に対しては、会費及びその他の拠出金について、これを返還しない。

〔総会の構成〕

第30条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

〔正会員代表者〕

第31条 各チームは、本協会の正会員として総会に出席する者を予め指名し、別途定める様式にて本協会に届け出るものとする。

- 2 前項における正会員代表者は、原則として、各支部及び各チームの代表であるものとする。
- 3 各支部及び各チームは、指名する正会員代表者に変更がある場合は、別途定める様式にて速やかに本協会に届け出るものとする。

〔総会の権限〕

第32条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 正会員の除名
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款及び基本規程の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は本協会定款若しくは本規程で定められた事項

〔総会の開催〕

第33条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

〔総会の招集及び議長〕

第34条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3. 総会の議長は、会長が務める。

〔議決権〕

第35条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

〔決議〕

第36条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の過半数をもって行わなければならない。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款及び基本規程の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事、監事及び各常設委員会の委員長は、総会に出席して意見を述べることができる。

〔議決権の代理行使〕

第37条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、第33条第1項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

2 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第36条第1項及び第2項の出席した正会員の議決権の数に参入する。

〔議事録〕

第38条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4節 事務局

〔事務局〕

第39条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

〔書類及び帳簿の備付等〕

第40条 本協会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款（常備）
- (2) 会員の名簿（常備）
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書（常備）
- (4) 財産目録（5年）
- (5) 資産台帳及び負債台帳（5年）
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類（5年）

- (7) 常任理事会、理事会及び総会の議事に関する書類（5年）
- (8) その他法令上必要な書類及び帳簿（常備）

第3章 改正

〔改正〕

第41条 本規程の改正は、総会の決議を経て、これを行う。

附 則

〔施行〕

第1条 この規程は、2019年4月1日から施行する。

〔役員の設定〕

第2条 第9条第5項に規定する役員の設定については2021年度の総会終結まで移行期間を設けるものとし、翌年度の事業年度より実施する。

〔改正〕

本規定は、2020年5月16日より改正する。

本規定は、2022年6月4日より改正する。